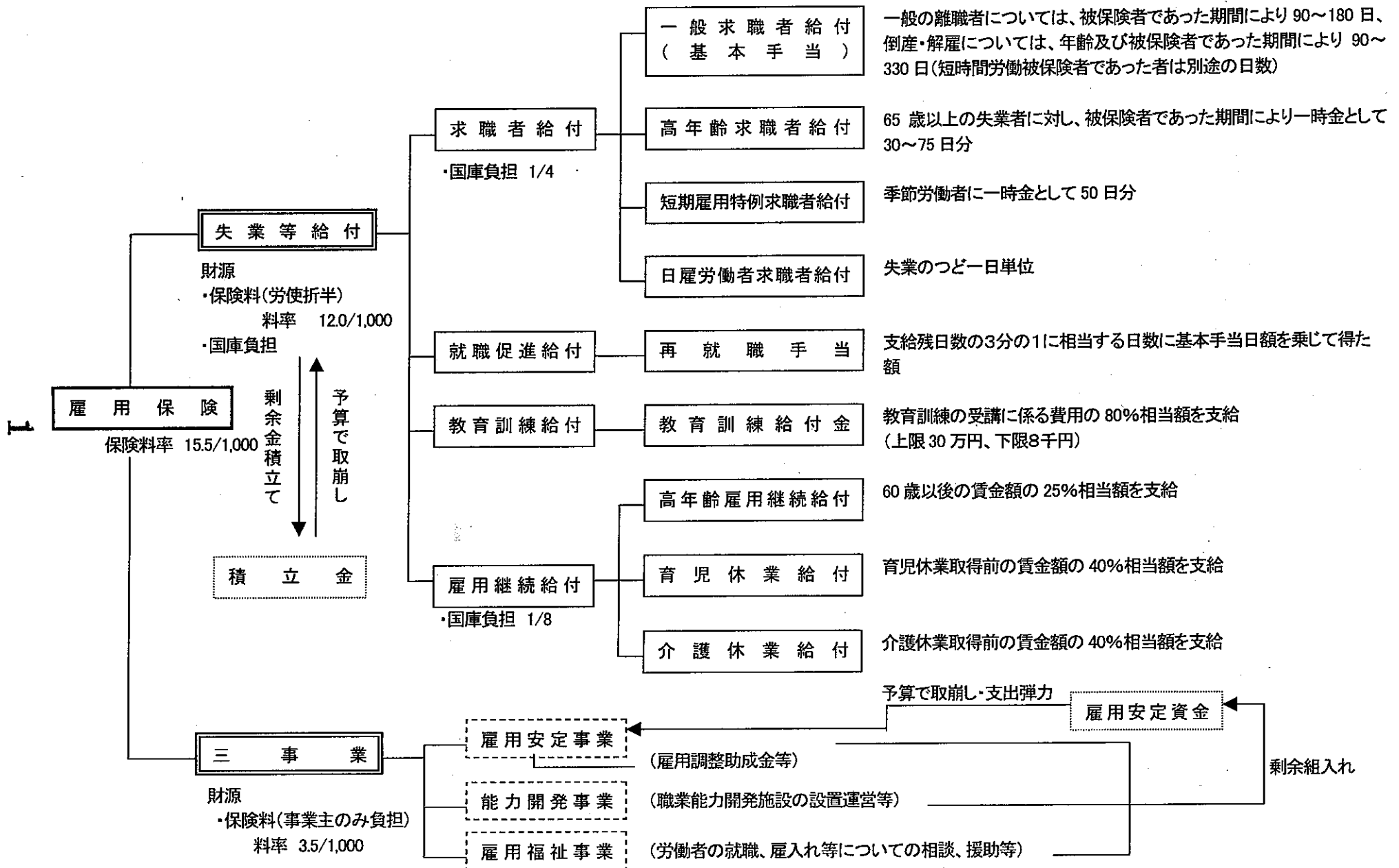


雇用保険関係資料

平成 1 4 年 6 月 2 6 日

厚生労働省職業安定局

雇用保険制度の概要



基本手当の概要

- 1 一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合には4週間に1回基本手当が支給される。

* 「失業」とは被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態と定義されており、この状態にあることを4週間に1回公共職業安定所が認定した上で基本手当が支給される仕組みとなっている。

- 2 給付額は基本的に離職前賃金の6割～8割であり、賃金日額の低い層に厚く、賃金日額の高い層に薄くなるよう傾斜させている。

所定給付日数は、定年退職者を含め、離職前から予め再就職の準備ができる者に対しては90日～180日（一般の離職者）、倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日とされている。

なお、短時間労働被保険者である一般被保険者が失業した場合には、被保険者期間の計算、賃金日額及び給付日数の特例がある。

イ 給付率（60歳未満）

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,160円～4,250円（注）	8割	1,728円～3,400円
4,250円～10,280円	8割～6割	3,400円～6,168円
10,280円～17,840円	6割	6,168円～10,704円

ロ 上限額

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29歳	14,590円	8,754円
30歳～44歳	16,210円	9,726円
45歳～59歳	17,840円	10,704円
60歳～64歳	19,450円	9,725円

（注）2,160円以上4,250円未満の賃金日額は、短時間労働被保険者が失業した場合のみ適用される。

60歳以上65歳未満の者については、賃金日額10,280円～13,300円の者に係る給付率が6割～5割まで逡減し、13,300円以上の者については給付率が5割となる。

ハ 給付日数

(イ) 短時間労働被保険者以外の一般被保険者であった者に対する給付日数

a 一般の離職者

被保険者であった期間 区分		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
一般被保険者		90日		120日	150日	180日
就 職 困 者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上65歳未満		360日			

b 倒産・解雇等による離職者

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 45 歳未満		90 日	180 日	210 日	240 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

(ロ) 短時間労働被保険者である一般被保険者であった者に対する給付日数

a 一般の離職者

被保険者であった期間 区分		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
一般被保険者		90日		90日	120日	150日
就 職 困 者	30歳未満	150日	240日			
	30歳以上65歳未満		270日			

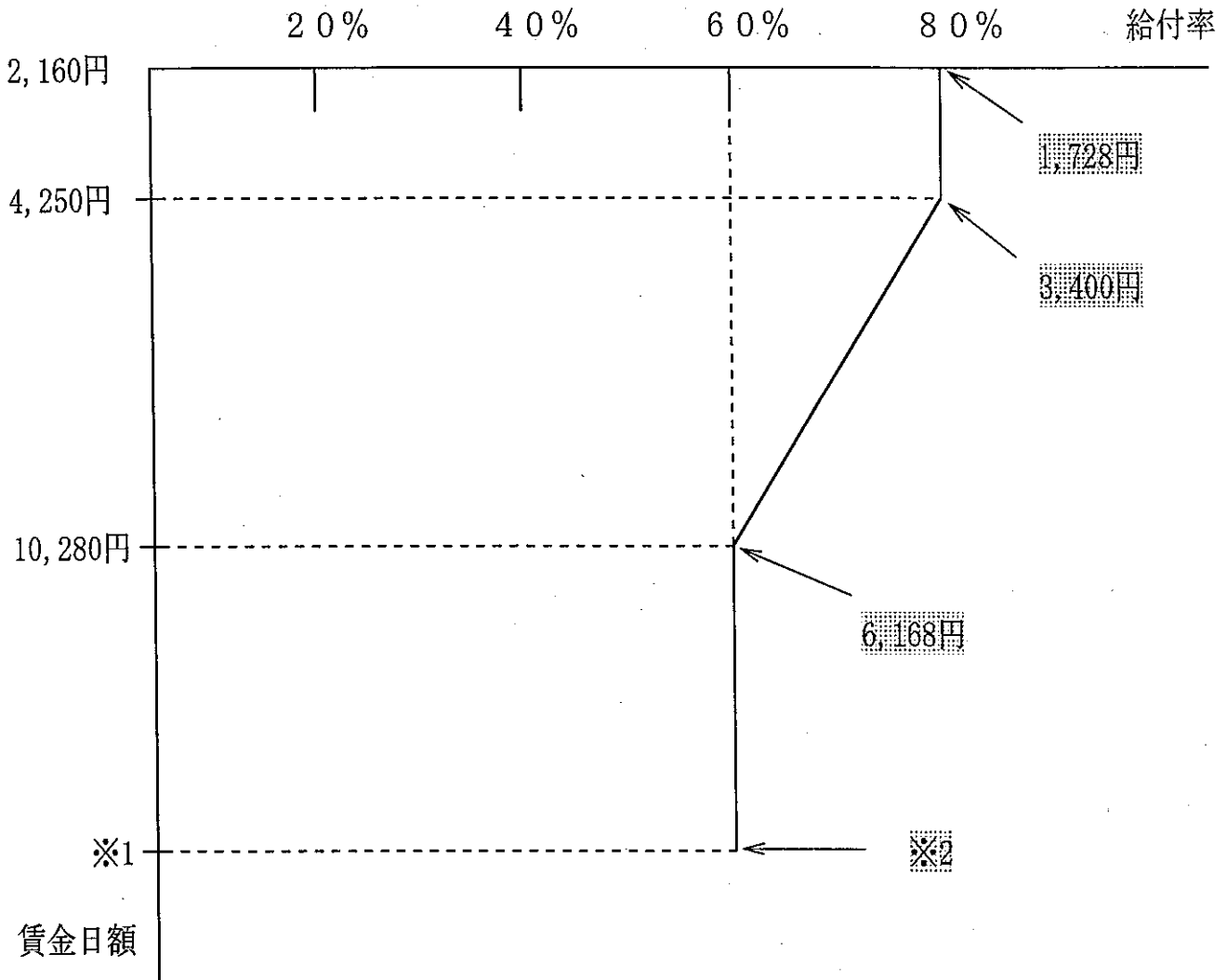
b 倒産・解雇等による離職者

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	90 日	150 日	—
30 歳以上 45 歳未満		90 日	150 日	180 日	210 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	210 日	240 日	300 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	150 日	180 日	210 日

基本手当日額概念図

(60歳未満の受給資格者)

*右側の網かけ数値は、基本手当日額



(注1) 算定された賃金日額が4,250円を下回る場合には、賃金日額は4,250円とされる。
ただし、短時間労働被保険者であった受給資格者については、2,160円が下限である。

(注2) ※1〔賃金日額の上限額〕及び※2〔基本手当日額の上限額〕については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額の上限額	基本手当日額の上限額
30歳未満	14,590円	8,754円
30歳以上45歳未満	16,210円	9,726円
45歳以上60歳未満	17,840円	10,704円

再就職希望登録者支援事業の概要

1 趣旨・目的

少子・高齢化の進展、核家族化等に伴い、育児や介護は労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営む上で、大きな問題となっている。特に、育児・介護等を理由に退職した者が必ずしも自らの意欲や能力を活かした良好な再就職の機会に恵まれていない実情にあり、これらの者に対する再就職の支援を強化することは重要な課題である。

このため、育児・介護等を理由に退職し、将来的に再就職を希望する者を登録し、情報提供、個別相談、再就職準備セミナーの実施、自己啓発のための教育訓練に対する援助など、再就職への支援を行う「再就職希望登録者支援事業」を、(財)21世紀職業財団において実施しているところである。

本事業は順次実施地域を拡大し、平成14年度において、全国47都道府県で実施しているところである。

*新エンゼルプラン

平成16年度目標値 47都道府県

2 事業の概要

・再就職希望者の登録

育児・介護等を理由に退職し、将来的に再就職を希望する者を、その申請に基づき、(財)21世紀職業財団地方事務所において登録する。

・情報提供

両立支援のための各種情報、企業情報、再就職の経験談等を盛り込んだ情報誌を発行・配布し(年3回)、登録者の職業意識の持続、孤立化の防止を図る。

・再就職準備のための個別相談

各人の状況に応じたキャリア設計等、再就職の準備のための相談を行う。

・再就職準備セミナーの実施

職業適性の把握、求人情報の集め方、面接の受け方等、再就職の準備に当たって必要な基礎知識を身につけるためのセミナーを開催し、円滑な再就職を促進する。

・自己啓発のための教育訓練に対する援助

自己啓発促進割引券を発行し、(財)21世紀職業財団が指定した教育訓練講座を受講する場合の費用の一部を割り引くことにより、自己啓発のための教育訓練を奨励する。

割引率は、教材費等を除く入学料及び受講料の2割相当(限度額7万5千円)、但し、新規・成長15分野(医療・福祉関連、生活文化関連、情報通信関連、ビジネス支援関連など)に関する講座については5割相当(限度額18万円)。

教育訓練給付の概要

(平成10年12月1日施行)

1 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

2 支給要件

次のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練^(注1)を受け、修了した場合、支給要件期間^(注2)が5年以上あるときに、当該教育訓練に要した費用の80%相当額(上限30万円)の教育訓練給付金が支給される。

イ 教育訓練を開始した日に被保険者である者。

ロ イ以外の者であって、教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年以内にある者。

(注1) 雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練を厚生労働大臣が指定。対象講座数は20,727講座(平成14年4月1日現在)。

(注2) 「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

教育訓練給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
平成10年度	198	142	56	9,205	5,687	3,518
平成11年度	149,604	89,116	60,488	13,241,777	8,264,817	4,976,959
平成12年度	270,137	136,837	133,300	27,109,161	14,152,336	12,956,825
平成13年度	284,680	148,128	136,552	39,618,837	21,687,886	17,930,951

(注) 1. 教育訓練給付の施行は平成10年12月1日、支給開始は平成11年3月である。

2. 支給金額については、業務統計による暫定値である。

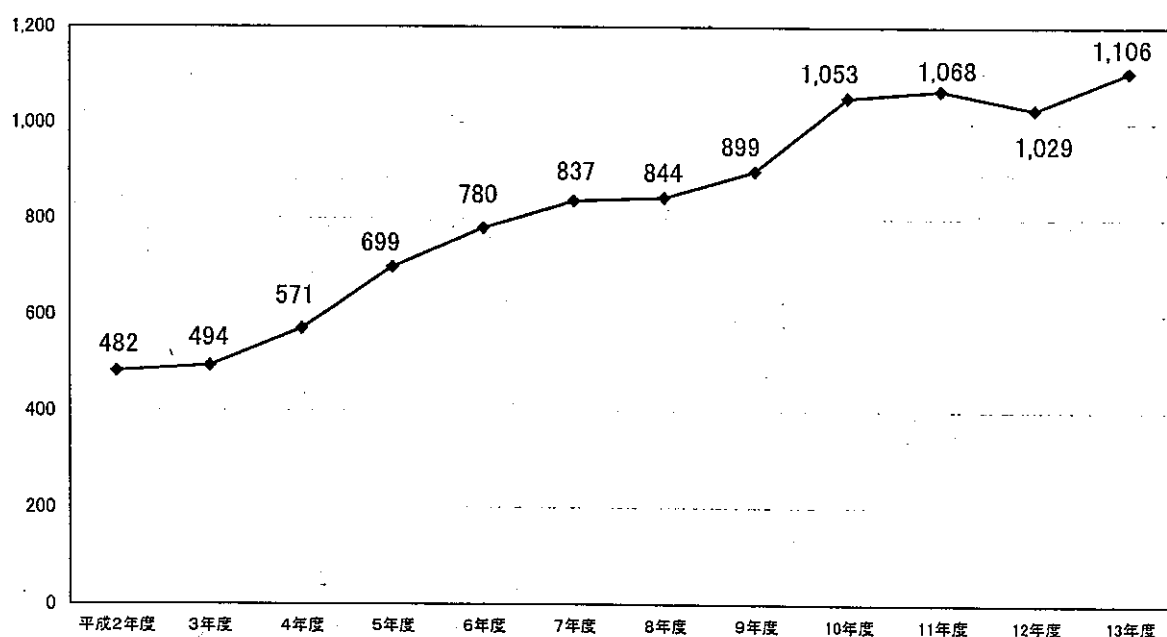
雇用保険主要指標

	適用事業所数		被保険者数		求職者給付					
					基本手当(基本分)					
					受給資格決定		初回受給者数		受給者実人員	
	前年比		前年比		件数	前年比	前年比		前年比	
	千所	%	千人	%	千件	%	千人	%	千人	%
4年度計	* 1,828	2.3	* 32,943	2.3	1,661	15.4	1,298	19.3	* 571	15.6
5年度計	* 1,856	1.5	* 33,296	1.1	1,885	13.5	1,566	20.6	* 699	22.5
6年度計	* 1,881	1.4	* 33,540	0.7	1,970	4.5	1,643	4.9	* 780	11.5
7年度計	* 1,909	1.4	* 33,714	0.5	2,031	3.1	1,717	4.5	* 837	7.3
8年度計	* 1,942	1.7	* 33,941	0.7	2,075	2.2	1,706	△ 0.7	* 844	0.9
9年度計	* 1,978	1.9	* 34,143	0.6	2,292	10.5	1,881	10.3	* 899	6.5
10年度計	* 1,995	0.9	* 33,964	△ 0.5	2,512	9.6	2,178	15.8	* 1,053	17.1
11年度計	* 2,002	0.4	* 33,682	△ 0.8	2,500	△ 0.5	2,168	△ 0.5	* 1,068	1.5
12年度計	* 2,018	0.8	* 33,695	0.0	2,493	△ 0.3	2,100	△ 3.1	* 1,029	△ 3.6
13年度計	* 2,028	0.5	* 33,915	0.7	2,718	9.0	2,375	13.1	* 1,106	7.5
13年4月	2,027	0.8	33,714	0.3	378	10.5	198	5.5	984	0.4
5月	2,028	0.8	34,082	0.7	229	0.6	281	14.1	1,090	7.4
6月	2,031	0.8	34,186	0.9	180	△ 2.5	168	△ 4.2	1,073	2.1
7月	2,033	0.7	34,155	0.9	200	10.7	210	23.3	1,138	6.9
8月	2,034	0.7	34,079	0.9	206	5.2	207	△ 1.4	1,167	4.7
9月	2,022	0.5	34,020	0.9	196	3.4	152	4.4	1,125	6.7
10月	2,025	0.5	33,982	0.9	259	21.8	196	20.2	1,166	9.6
11月	2,027	0.4	33,972	0.7	195	19.2	194	15.8	1,138	9.6
12月	2,027	0.3	33,920	0.5	168	17.5	170	18.2	1,112	11.2
14年1月	2,027	0.2	33,712	0.4	268	18.8	207	29.8	1,136	13.2
2月	2,028	0.2	33,623	0.3	218	12.4	216	23.7	1,101	10.8
3月	2,029	0.1	33,530	0.3	221	△ 5.7	177	12.7	1,047	7.6
4月	2,027	0.0	33,703	0.0	417	10.3	230	15.9	1,068	8.5

(注) 1) *は年度間月平均値である。
2) 被保険者数には、特例及び日雇を含まない。

受給者実人員の推移

(千人)



(注) 受給者実人員は基本手当基本分の年度月平均値である。

一般被保険者数の推移

	短時間以外		短時間		計	
		前年比		前年比		前年比
	千人	%	千人	%	千人	%
平成9年度	32,835	0.3	654	15.6	33,489	0.6
平成10年度	32,574	△ 0.8	744	13.7	33,318	△ 0.5
平成11年度	32,214	△ 1.1	839	12.8	33,053	△ 0.8
平成12年度	32,121	△ 0.3	942	12.3	33,063	0.0
平成13年度	31,999	△ 0.4	1,279	35.8	33,277	0.6

(注) 一般被保険者数は、年度月平均である。

年齢別・性別一般被保険者数(平成13年度)

(単位:千人)

	計	男	女
29歳以下	8,961	4,924	4,037
30～44歳	11,699	7,997	3,702
45～59歳	11,159	7,285	3,874
60～64歳	1,458	1,016	442
計	33,277	21,221	12,056

(注) 被保険者数は年度月平均値である。

年齢別・性別受給者実人員(平成13年度)

(単位:千人)

	計		
		男	女
29歳以下	212	68	144
30～44歳	240	108	131
45～59歳	386	206	180
60～64歳	268	173	95
計	1,106	555	551

(注) 受給者実人員は基本手当基本分の年度月平均値である。

失 業 等 給 付 関 係 収 支 状 況

(単位：億円)

		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度 (決 算)	13年度 (補正後)	14年度 (予 算)
収 入		18,413	19,423	17,397	17,317	16,239	24,244	23,125
	うち 保険料収入	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,839	18,336
	うち 国庫負担金	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	4,489
支 出		21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,701	26,675
	うち 求職者給付費	17,952	19,326	22,739	23,257	21,764	19,950	17,219
差 引 剩 余		▲ 2,945	▲ 3,780	▲ 9,621	▲10,489	▲10,421	▲ 3,457	▲ 3,550
積 立 金 残 高		42,755	38,975	29,354	18,865	8,444	4,987	1,437

(注) 13年度及び14年度の「支出」には、予備費 [13'474億円、14'1,430億円] が計上されている。